



島根県報

平成17年 4 月 1 日 (金)
号外 第 55 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4 月 1 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第17号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第10中「同 谷小学校」を削る。

別表第10の2中「同 野波小学校」を削る。

別表第10の3中 「飯南町立小田小学校」を「飯南町立赤来中学校」に改める。
同 赤来中学校

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

